



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名	ナカバヤシ株式会社
代表者名	取締役社長 辻村 肇 (コード：7987、東証第一部)
問合せ先	取締役管理統括本部長 作田 一成 (TEL. 06-6943-5555)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 当社および子会社の今後の事業展開に備えるため事業目的を 2 点追加します (第 2 条)。
- ①国際チャート株式会社を当社グループに迎えたことに関連し、同社とのシナジー効果を得るため、その業務である「医療用品、医療用機械器具の開発製造販売および輸出入」を当社の事業目的に追加します (新第 22 号)。
 - ②今後の販売促進事業の強化を視野に入れ諸施設の運営・管理を追加します (新第 31 号)。
- (2) 関係会社の増加と事業展開の拡大に伴い、管理監督機能の強化のため、取締役の員数を 10 名から 12 名に増員したいと存じます (第 17 条)。
- (3) コーポレートガバナンスの強化、経営体制の透明化のために相談役・顧問制度を廃止することとし、関連規定を削除し、以下の条数を繰り上げます (現行第 23 条の削除)。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>【目 的】</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～21. (条文省略) (新設)</p> <p>22. ～29. (条文省略) (新設)</p> <p>30. (条文省略)</p> <p>【員 数】</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は、1 0 名以内とする。</p> <p>【相談役および顧問】</p> <p>第 23 条 取締役会の決議により、相談役または顧問をおくことができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>【目 的】</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～21. (現行どおり)</p> <p>22. <u>医療用品、医療用機械器具の開発製造販売および輸出入</u></p> <p>23. ～30. (現行どおり)</p> <p>31. <u>シヨールーム・教育・医療・スポーツ・飲食・宿泊・売店等の施設の運営・管理</u></p> <p>32. (現行どおり)</p> <p>【員数】</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は、1 2 名以内とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定時株主総会開催日	平成 30 年 6 月 22 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 22 日 (金)

以上